

第 8 章 医療費適正化「鳥取県医療費適正化計画（第四期）」の概要

基本的事項

1) 策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた医療費適正化に関する施策についての基本的な方針に即して、本県における医療費適正化に総合的かつ計画的に推進するために策定。

※第一期（H20～H24 年度）、第二期（H25～H29 年度）、第三期（H30～R5 年度）に続き、第四期計画を策定。

2) 計画の期間

令和 6 年 4 月～令和 12 年 3 月（6 年間）

第 1 節 医療費の現状

1) 医療費の動向

◇本県の医療費

・令和 3 年度は約 2,081 億円。年々増加傾向にあり、第一期計画を策定した平成 20 年度の医療費と比較して 20.4%の増加している。

◇一人当たり医療費

・令和 3 年度は約 38 万円。年々増加傾向にある。
・国保、後期高齢の一人当たり医療費（年齢調整後）は、全国平均より若干高い。

◇後期高齢者（後期高齢者医療制度対象者）の医療費

・令和 3 年度は約 866 億円。過去 5 年間で 6.0%増加している。

2) 疾病別医療費の状況

・一人当たり医療費が最も高い疾病は循環系疾患であり、レセプト件数、治療に要する日数ともに高い数値となっている。

第 2 節 医療費適正化に向けた課題と施策の方向性

1 県民の生涯にわたる健康の保持・増進

項目	主な取組内容等
健康寿命等	【目標値】健康寿命（男性：73.08 年 女性：76.24 年） 平均自立期間（男性：79.74 年 女性：84.39 年）の延伸 等
生活習慣病の早期発見及び重症化予防の推進	・メタボリックシンドロームと糖尿病に関する正しい知識の普及。 ・保健指導従事者に対する研修会による保健指導の質の向上。 等 【目標値】糖尿病の割合（予備群：5%以下、有病者：6%以下） メタボリックシンドロームの割合（予備群：9%以下、有病者：11%以下） 特定健診実施率（70%以上） 特定保健指導率（45%以上） 等
がん対策	・科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実。 等 【目標値】75 歳未満がんの年齢調整死亡率（10 万人当たり：61 人以下） がん検診受診率（胃、肺、大腸、子宮、乳：70%以上） 等
たばこ対策	・喫煙に関する知識の更なる普及、公共の場等での全面禁煙の促進。 等 【目標値】喫煙する者の割合（男性：20%以下、女性：3%以下） 等
飲酒対策	・飲酒に関する知識の更なる普及、減酒支援、断酒指導に向けた研修の実施。 等 【目標値】生活習慣病のリスクを高める量を飲酒する人の割合（男性：10%以下、女性：4%以下） 等
高齢者の特性を踏まえた疾病予防・介護予防の推進	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援。 ・フレイル対策に向けた後期高齢者の健康診査や歯科検診事業への支援。 【目標値】健康診査受診率（26.5%以上） 等
歯・口腔の健康対策	・ライフステージ別の歯科保健対策。 等 【目標値】自分の歯を有する者の割合（60 歳代で 24 歯以上：95%以上 等） 等
こころの健康対策	・働き盛り世代へのメンタルヘルスケアの推進、うつ病対策の強化。 等 【目標値】ストレスを感じた者の割合（10%以下） 等
その他健康づくりの推進	・日常的な運動習慣が定着する取組の推進。 ・地域住民が健康づくりを実践しやすい環境の整備。 等 【目標値】運動習慣者の割合（30%以上） 等
予防接種の推進	・予防接種についての正しい知識の普及・理解促進。 等

第2節 医療費適正化に向けた課題と施策の方向性

2 適切な医療の効率的な提供

項目	主な取組内容等
医療機関の機能分化・連携	・地域医療構想に基づく病床の機能の分化及び連携の推進。
地域包括ケアシステムの推進	・地域住民、市町村等関係団体と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進。 【目標値】要支援1, 2の方の在宅数(462人)・率(82.1%)の向上 等
在宅医療の推進	・在宅医療提供体制の整備。在宅医療についての普及啓発。 等 【目標値】退院支援調整担当者を配置している病院・診療所の数(32か所) 等
ジェネリック医薬品及びバイオ後続品の使用促進	・保険者等へのジェネリック医薬品の使用割合等に関する情報提供等による支援。 ・バイオ後続品の現状把握及び使用促進に係る施策の検討。 【目標値】ジェネリック医薬品(数量割合)(84%以上)
医薬品の適正使用の推進	・医薬品等に関する相談窓口機能の充実、適正使用に係る普及啓発の実施。 ・重複多剤対策事業の推進。かかりつけ薬剤師・薬局の推進。
医療資源の効果的・効率的な活用	・効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療等の効果的・効率的な活用に向けた現状把握や施策の検討、推進。
医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	・在宅医療提供体制の充実強化、介護サービス提供体制の整備。 ・医療・介護等に関するデータ等を活用した市町村への支援。 ・医療・介護連携推進の関係者を交えた会議等の実施、先進事例の提供等。 【目標値】在宅で亡くなられた方の数(845人)・率(14.8%)の向上 等

第3節 医療費適正化に向けた関係者の連携及び協力

1) 関係者の役割

◇鳥取県の役割

- ・医療費適正化計画の目標達成に向けて主体的な取組を行っていく。

◇保険者等の役割

- ・医療関係者と連携した重症化予防に係る取組や加入者の健康管理等に係る自助努力を支援する取組等を推進していくこと等が期待されている。

◇医療の担い手の役割

- ・良質かつ適切な医療を提供する役割がある。
- ・保険者等と連携した取組や地域における病床機能の分化及び連携に応じた自主的な取組を進めていくことが期待されている。

◇県民の役割

- ・健康の保持増進に努めるとともに、症状や状況に応じた適切な行動をとることが必要。
- ・かかりつけ医を持つ等、医療機関等の機能に応じ、医療を適切に受けるよう努めること等が期待されている。

2) 保険者協議会を通じた関係者の連携及び協力

- ・地域・職域が連携した健康づくりの推進。
- ・精度の高いデータ分析及びエビデンスに基づいた保健事業の取組の推進。

参考

【鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会】

- 調査審議する主な事項：医療費適正化計画の策定及び取組の評価に関する事項
- 委員：学識経験者、医療を受ける者、保険者、医療の担い手の各代表 計15名以内
- 設置：平成28年10月

第4節 計画期間における医療費の見込み

〈鳥取県の医療費見込み(令和11年度)〉

区分	医療費
現状のまま推移した場合	2,358億円
医療費適正化の取組を行った場合	2,337億円
差額(適正化による効果)	21億円

〈制度区分別の医療費見込み(令和11年度)〉

区分	医療費	(適正化前)
後期高齢者医療	1,203億円	(1,214億円)
市町村国保	429億円	(433億円)
被用者保険等	705億円	(711億円)

※国から提供された推計ツールを用いて算出。

※次の目標等が達成された場合の効果が「適正化効果」として算出される。

- ・特定健診実施率、後発医薬品の普及率 等

第5節 計画の進捗管理等

- ・毎年度、進捗状況を公表するとともに、必要に応じて施策等の見直しを図る。
- ・計画期間の最終年度(令和11年度)においては進捗状況に関する調査及び分析を行い、それを次期計画に反映させる。
- ・計画終了の翌年度(令和12年度)に第四期計画の実績評価を行い、ホームページ等で公表する。